

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 井上産科婦人科医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市新田町707番地5

(3) 設立認可年月日 平成13年8月27日

(4) 設立登記年月日 平成13年9月11日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人井上産科婦人科医院	長崎県佐世保市新田町707番地5	一般病床 14床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月15日 令和3年度決算の決定

令和5年4月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人井上産科婦人科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市新田町707番地5

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	200,780	I 流動負債	30,518
II 固定資産	156,532	II 固定負債	0
1 有形固定資産	118,628	負債合計	30,518
2 無形固定資産	367	純資産の部	
3 その他の資産	37,536	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	316,795
		別 途 積 立 金	110,000
		繰越利益積立金	206,795
		純資産合計	326,795
資産合計	357,313	負債・純資産合計	357,313

法人名 医療法人 井上産科婦人科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市新田町707番地5

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,089
2 事業費用	70,222
本来業務事業損失	69,133
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	69,133
II 事業外収益	4,509
III 事業外費用	3,318
經常損失	67,942
IV 特別利益	1,825
V 特別損失	3,583
税引前当期純損失	69,970
法人税等	71
当期純損失	70,041

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 井上産科婦人科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市新田町707番地5

財 産 目 録
(令和 5 年 4 月 30 日現在)

1. 資 産 額	357,313 千円
2. 負 債 額	30,518 千円
3. 純 資 産 額	326,795 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	200,780
B 固 定 資 産	156,533
C 資 産 合 計 (A+B)	357,313
D 負 債 合 計	30,518
E 純 資 産 (C-D)	326,795

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 井上産科婦人科医院
理事長 井上 哲朗 殿

私(注1)は、医療法人 井上産科婦人科医院の令和4会計年度(令和4年5月1日から令和5年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月26日

医療法人 井上産科婦人科医院
監事 横瀬 千賀子

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。